

国不建技36号
令和5年6月26日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
各都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公印省略)

建設業法施行規則等の一部改正に伴う技術者資格の取り扱いについて

施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令（令和5年国土交通省令第43号）及び関係告示の一部が、令和5年7月1日に施行されるところ、建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号ハ及び第15条第2号ハに定める者等の取り扱いについて、下記の通り定めたので今後の運用についてこれによらばたい。

記

1. 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「施行規則」という。）第7条の3第2号における技術検定合格後の実務経験を要件とする項目の適用に当たっては、当該資格を取得した技術検定の合格発表の日※以降の実務経験を算入するものとする。なお、これまでの技術検定の合格発表の日（過去15年）は別添のとおりであるので参考にされたい。

※令和2年度までの検定については実地試験の合格発表の日、令和3年度以降の検定については第一次検定の合格発表の日（第一次検定が免除されている者は第二次検定の合格発表の日）

2. 建設業法施行規則第7条の3第1号、第2号又は第3号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件（平成17年国土交通省告示第1424号。以下「告示」という。）第2号（大学院飛び入学者）の適用にあたっては、以下のいずれかの書類により、大学院飛び入学者であることを確認することとする。但し、以下の書類以外の確認方法がある場合には、それによって確認することは妨げない。

ア. 大学が発行する飛び入学であることを証明する書類

イ. 大学の退学証明書（又は成績証明書）及び大学院の入学証明書（又は成績証明書）

3. 告示第3号（学位授与者）の適用にあたっては、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が交付する学位授与証明書により確認を行うこととし、専攻の区分と施行規則第1条の表の下欄に掲げる学科との対応については下記表のとおり取り扱う。

大学改革支援・学位授与機構の認定した専攻の区分	施行規則第1条の表の下欄に掲げる学科
機械工学	機械工学に関する学科
電気電子工学	電気工学に関する学科
土木工学	土木工学に関する学科
建築学	建築学に関する学科

以上